



1 適切な飼養管理を守りましょう ～安全な畜産物生産のために～

原発事故から間もなく14年が経過しますが、現在も利用が制限されている飼料・敷料等があります。

万が一、牛の出荷前の飼養状況確認などにおいて、野草・畦畔草の給与や落ち葉の敷料利用など不適切な飼養管理が認められると、飼ひ直し(2ヶ月以上)が必要になる場合があります、労力的にも経済的にも負担となってしまいますので、以下の点の再確認をお願いします。

＜利用自粛をしている飼料・敷料＞

☆野草・畦畔草

須賀川農業普及所管内の野草・畦畔草は、モニタリング検査で利用の可否を判断することができないため、家畜に飼料・敷料として利用することができません。



☆落ち葉

家畜が口にする可能性を否定できないことから、落ち葉は家畜の敷料として利用することができません。



＜利用開始前に確認が必要なもの＞

☆新たに作付けした永年生牧草

永年生牧草(オーチャードグラス、マメ科牧草等)の利用は、除染(草地更新)が完了した牧草地で生産されたほ場ごとに個別にモニタリング検査を実施し、流通・利用の可否を判断します。新たに除染(草地更新)が完了した牧草地で、モニタリング検査が未実施の場合は、市町村・農協・普及所までご連絡ください。



☆放牧

放牧の利用は、永年生牧草地と同様に、除染(草地更新)が完了した放牧地ごとに、個別に牧草のモニタリング検査を実施し利用の可否を判断します。また、放牧地に落ち葉が入らないよう管理する必要があります。新たに放牧を開始したい方は、市町村、農協、普及所までご相談ください。

また、放牧の場合、家畜は放牧草のみの単一飼料を利用することから、既にモニタリング検査で利用自粛が解除されている放牧地であっても、毎年、放牧開始前に、放牧草の自主検査を行い安全性の確認をしてください。放牧草の自主検査については、市町村、農協、普及所までご相談ください。

☆パドック(運動場)

パドックについては、除染や周辺の草の管理状況等について利用開始前に関係機関(農協等関係団体)及び普及所で確認してから、利用を開始することができます。パドックの利用を希望される方は、普及所までご相談ください。なお、パドック内外に野草が生えないように管理してください。

2 令和6年度牧草・飼料作物モニタリングの結果について

令和6年度の須賀川農業普及所管内でのモニタリング実施点数は合計70点、そのうち暫定許容値以下ではありますが、放射性セシウムが検出されたものは稲わらで1点ありました(2Bq/kg、水分80%換算)。

除染(反転ロータリー耕一堆肥散布)を実施し、放射性物質の吸収抑制対策(塩化カリウム施肥等)を行うとともに収穫時の土壌の混入防止をして下さい。

3 牧草・飼料作物にたい肥を施用しましょう！

家畜ふんたい肥に含まれるカリウムは、放射性セシウムの吸収抑制対策に効果があります。その他、肥料成分の供給だけでなく、土壌のpHを改善する効果や、保肥力を高める効果もあります。

特に、WCS用稲の栽培ほ場は、植物全体を収穫することで、水田から有機質が持ち出されてしまうため、土壌の有機質を補うために、積極的に堆肥を活用しましょう。